小栗栖の家ほっこり

特養料金表

令和4年6月1日更新

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	27,455円	29,849円	32,391円	34,865円	37,233円
2割負担	54,909円	59,697円	64,781円	69,729円	74,465円
3割負担	82,363円	89,545円	97,171円	104,593円	111,697円
食費	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円	43,350円
居住費	90,000円	90,000円	90,000円	90,000円	90,000円
合計1割負担	160,805円	163,199円	165,741円	168,215円	170,583円
合計2割負担	188,259円	193,077円	198,131円	203,079円	207,815円
合計3割負担	215,713円	222,895円	230,521円	237,943円	245,047円

※月額30日で計算
所得に応じて、食費や居住費が減額される場合があります。また高額介護サービス費受領委任払いの対象となられた場合も減額されます。

※以下の加算含む
看護体制加算（Ⅰ）、看護体制加算（Ⅱ）、サービス提供体制強化加算Ⅱ、
介護職員処遇改善加算、介護職員特定処遇改善加算、
各種加算は職員の配置状況等で変更する場合があります。その際は書面にてご案内いたします。

※上記のほか、喫茶や訪問理美容、レクリエーション（食事代や入園料等）など、個別の希望により提供する費用は実費を頂戴いたします。

※必要な方は京都老人ホーム診療所の医師の往診診療を受けることができます。（医療費が別途必要です）

【例えば】（介護保険請求のみ）
〇第2段階（市民税非課税、合計所得と年金合計が80万円以下）
　要介護3～要介護5　30日の月　51,300円
〇第3段階①（市民税非課税、合計所得と年金合計が80万円超120万円以下）
　要介護3～要介護5　30日の月　83,400円(高額サービス費が15,000円なら減額)
〇第3段階②（市民税非課税、合計所得と年金合計が120万円超）
　要介護3～要介護5　30日の月　104,700円（高額介護サービス費が15,000なら減額）